

平成23年度 宮崎県主任介護支援専門員研修実施要領

1 目的

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員に対して、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術の修得を目的とする。

2 実施主体

宮崎県の指定を受け、一般社団法人宮崎県介護支援専門員協会が実施する。

3 対象者

第一に、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員であること。

次に、以下の①から④のいずれかに該当し、かつ、『介護支援専門員専門研修課程Ⅰ（33時間）及び専門研修課程Ⅱ（20時間）』又は、『実務経験者に対する介護支援専門員更新研修（53時間）』を修了した者又は修了見込みのある者とする。

※平成15年～17年度に都道府県が実施した現任研修基礎研修課程Ⅰ又はⅡを受講している場合は、専門研修課程Ⅰを修了したものと見なされる。

①専任(常勤かつ専従の勤務をいう。)の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者(ただし、指定居宅介護支援事業所の管理者との兼務期間は算定可能。)

②「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づく※ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネージャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である者(ただし、指定居宅介護支援事業所の管理者との兼務期間は算定可能。)

※ 宮崎県については、実践的ケアマネジメント指導者養成講座(入門・応用コース)として開催

③介護保険法施行規則第140条の5第2号のハに規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者。

④介護支援専門員の研修講師をするなど指導的立場にあり、専任・兼任を問わず、介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上ある者。なお、研修講師とは、宮崎県が平成18年度以降に実施した下記の介護支援専門員研修の講師、演習指導者を継続的に担当した者とする。

【介護支援専門員の資質向上に関する研修】

研修名	備考
(1) 実務研修	(3)・(4)・(5)の研修は、 ①専門研修・実務経験者更新研修 ②再研修・実務未経験者更新研修 の名称で開催している。
(2) 実務従事者基礎研修	
(3) 専門研修	
(4) 更新研修	
(5) 再研修	

5 定 員

100名 ※申込が多数の場合、現任の方を優先させていただきます。

6 期 日

平成23年10月1日（土）～平成24年1月8日（日）までの11日間で実施。

7 会 場

宮崎県福祉総合センター 人材研修館【4階 大研修室】
〒880-0007 宮崎市原町2番22号

8 内 容 64時間（講義：31時間 演習：33時間）※日程及び詳細内容については別紙参照

研 修 課 題	
(1) 主任介護支援専門員の役割と視点（地域包括支援センターの運営を含む）	講義5時間
(2) ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理	講義3時間
(3) ターミナルケア	講義3時間
(4) 人事・経営管理	講義3時間
(5) サービス展開におけるリスクマネジメント	講義3時間
(6) 地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）	講義3時間 演習3時間
(7) 対人援助者監督指導（スーパービジョン）	講義6時間 演習12時間
(8) 事例研究及び事例指導方法	講義5時間 演習18時間

※研修内容（8）の事例研究の項目については、事前に「困難事例」を1事例提出していただきます。
詳細については後日お知らせします。

9 研修の申込み

(1) 申込期間

平成23年8月27日（土）消印有効

(2) 申込方法

別紙「受講申込書」に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、下記まで郵送してください。

なお、別紙受講申込総括票は必ず提出してください。その際、受講要件チェックシート（提出不要）で確認をお願いします。

受講申込書に記載された情報は、宮崎県に報告しますので、御了承ください。

(3) 添付書類

提 出 書 類	
実施要領3①に該当する者	<p>○5年（60ヶ月）以上の実務経験証明書</p> <p>○専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱの修了証明書の写し又は更新研修（実務経験者向け）の修了証明書の写し。</p> <p>※平成15～17年度に他都道府県が実施した現任研修基礎研修課程Ⅰ又は基礎研修課程Ⅱを修了している場合はその修了証明書の写しで可。また、宮崎県においては「介護支援専門員現任研修基礎研修課程Ⅰ（H18.10.13付交付）」の修了証明書の写しで可。</p>
実施要領3②に該当する者	<p>○3年（36ヶ月）以上の実務経験証明書</p> <p>○専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱの修了証明書の写し又は更新研修（実務経験者向け）の修了証明書の写し。</p> <p>※平成15～17年度に他都道府県が実施した現任研修基礎研修課程Ⅰ又は基礎研修課程Ⅱを修了している場合はその修了証明書の写しで可。また、宮崎県においては「介護支援専門員現任研修基礎研修課程Ⅰ（H18.10.13付交付）」の修了証明書の写しで可。</p> <p>○ケアマネジメントリーダー養成研修修了証の写し又は、日本ケアマネジメント学会認</p>

	定ケアマネジャー認定証の写し。宮崎県内のリーダー養成研修受講者については、「宮崎県実践的ケアマネジメント指導者養成講座（入門コース又は応用コース）」の修了証明書の写し。
実施要領3③に該当する者	○地域包括支援センター在籍証明書 ○専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱの修了証明書の写し又は更新研修（実務経験者向け）の修了証明書の写し。 ※ 平成15～17年度に他都道府県が実施した現任研修基礎研修課程Ⅰ又は基礎研修課程Ⅱを修了している場合はその修了証明書の写しで可。また、宮崎県においては「介護支援専門員現任研修基礎研修課程Ⅰ（H18.10.13付交付）」の修了証明書の写しで可。
実施要領3④に該当する者	○5年（60ヶ月）以上の実務経験証明書 ○専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱの修了証明書の写し又は更新研修（実務経験者向け）の修了証明書の写し。 ※ 平成15～17年度に他都道府県が実施した現任研修基礎研修課程Ⅰ又は基礎研修課程Ⅱを修了している場合はその修了証明書の写しで可。また、宮崎県においては「介護支援専門員現任研修基礎研修課程Ⅰ（H18.10.13付交付）」の修了証明書の写しで可。 ○指定研修講師担当実績申出書

※特記事項 平成23年度の専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ、又は更新研修受講者については修了証明書が即日交付できないため、添付の必要はありません。

（4）受講の決定

受講者の決定の有無は、9月9日（金）までに受講申込者宛てに文書にてお知らせします。

10 受講料 30,000円

11 受講料の振込について

（1）決定通知に振込依頼票を同封いたします。所定の金融機関で受講料（30,000円）をお支払いください。受講料を事業所で負担される際は、御依頼人欄に事業所名と受講される方の氏名を御記入ください。（事業所名だけでは、入金確認が困難ですので、くれぐれも御注意ください。）なお、振込手数料は、御負担ください。

（2）受講料振込締切 平成23年9月22日（木）

締切までに振込が確認できない際は、受講決定を取り消す場合があります。

また、連絡なしに受講を取りやめる際は、資料代を請求いたします。

12 研修の修了

研修を修了された方に対しては、宮崎県主任介護支援専門員研修修了証を交付します。

13 受講の無効及び研修修了の取り消し

研修受講の申込みに当たり、虚偽又は不正の事実があった場合及び研修受講中の不正行為や迷惑行為が判明した場合は、その時点で当該受講の決定を取り消し、研修を修了している場合には修了の決定を取り消すものとします。

なお、修了の決定を取り消す場合においては、既に修了証が交付されているときは、当該受講者に修了証を返還していただきます。

1.4 その他

- 駐車場利用の際は、収容台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関を御利用ください。
- 昼食については、当日受付横で業者より販売があります。(お茶付き 500円)
- 何らかの事情(講師の都合や自然災害等)により、日程や会場が変わることがありますので御了承ください。
- 冷暖房等の空調関係が使用できない期間となっていますので、各自衣類での調整をお願いします。

1.5 個人情報取扱

受講申し込みで取得した個人情報は、本研修の運営にのみ利用します。

1.6 申込み・連絡先

一般社団法人宮崎県介護支援専門員協会 事務局 担当 小島・三枝
〒880-0001 宮崎市橘通西5丁目6-57 山崎ビル4階
TEL 0985-61-1830 FAX 0985-61-1832
問合せ時間 平日9:00~17:00